



2022年10月1日、労働者協同組合法が施行の日を迎えました。法律が制定した2年前の2020年12月4日は快晴の青空が議員会館近くの銀杏並木によく映える日でしたが、施行日も気温が30度近くまで上がった晴天でした。この2年間は、法制化を契機に私たち一人ひとりの確信が高まり、外向きの発信や新しいつながり生まれると同時に、今までの実践や地域社会において担ってきた役割を深める期間だったと感じています。

法施行日に思い出した言葉があります。協同総研の常勤顧問の島村さんが、いつかささっと書いてくれた「自主規範(生ける法)→法規範(制定法)→社会規範(社会ルール)」という言葉です。もともとの私たちの取り組みは、自分たちで実践の中で創り出してきた「自主規範(生ける法)」だったものが、法制化を経て「法規範(制定法)」という段階に進んでいるということと、法制定後は、法規範が「社会規範(社会ルール)」として暮らしの中に当たり前のものとして位置づくように、これからが大切なフェーズだということに理解しました。

このことは、「私たちの試みは、単に労働の場において、協同の関係を作り上げるということに留まらず、この社会の隅々において、社会の仕組みそのものとしての協同をつくりあげようとするものだとは思っていました」という、法成立前の2019年に労協連理事を退任された島村さんの挨拶の中にも込められている思いとも重なりました。

働くこと、人間の労働とは、マルクスによると、「自然と人間とのあいだの一過程、すなわち、人間が自然との物質代謝を自らの行為によって媒介し、規制し、制御する一過程」であり、「すべて、自然への働きかけなしに作ることはできない。自然との物質代謝は、人間の生活にとって『永遠の自然的条件』」とされています。

自然との相互関係にある私たちの暮らしや社会は、私たちが自然に対してどのような働きかけをしたかで決まり、このことが協同労働、ワーカーズコープの実践の根本にある大切なことだと考えています。急速な人口減少、政治の機能不全、地域間格差や分断という課題が日本には山積しています。協同の関係性を社会の隅々において当たり前のものとするときに、「労働のあり方」を扱っているからこそ、人と自然の物資代謝という労働の意味から、人と人の協同だけではない、人も含む自然との関係性における協同を、より深めていきたいと思っています。

1991年から労働者協同組合法制研究会を行ってきた協同総研ですが、30年以上の研究と実践の蓄積の上に今があること、想像もつかないくらい多くの人たちの思いと共に、法施行を迎えられたことを感じています。自分も生きていない頃かもしれませんが、社会規範として協同労働が地域に根付いた時には、この地球環境の持続可能性が保たれた状態であるよう、そのためにバトンを渡していきたいと思えます。